

逗子市環境審議会市民委員候補者選考要領

1 趣旨

この要領は、逗子市環境基本条例第17条第2項に規定される逗子市環境審議会の委員の委嘱に先立ち、公募した市民委員について、応募した者の中から必要数の候補者を選考するために必要な事項を定める。

2 選考方法

複数の候補者がいる場合は、抽選による選考を行うものとする。

3 施行期日

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。